

第4章 悪 臭

1. 概 要

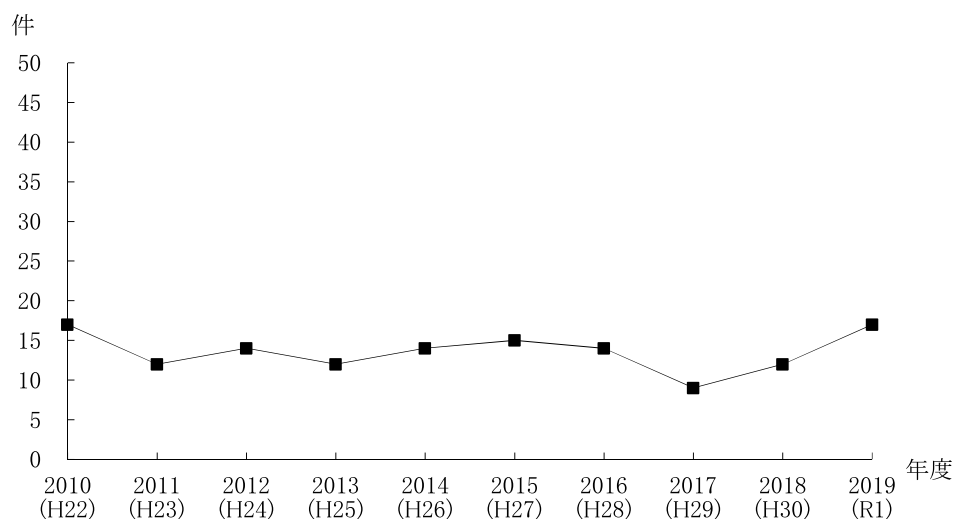
悪臭は、「人に不快感、嫌悪感を与えるものであって、一般に低濃度、多成分の複合臭気であり、人間の嗅覚に直接訴え、生活環境を損なうおそれのあるにおい」と解されています。

また、主な悪臭公害の特徴は次のようにいわれています。

- ① 感覚公害の代表的なものであり、主観的です。住民は悪臭の多い少ないではなく、悪臭がにおわないことを求めます。
- ② 人間の嗅覚は、他の感覚にくらべ定性・定量能力が低いですが、検知能力（感度）は高いといわれています。また、順応性、個人差、疲労があり、生活環境でその感じ方も異なります。
- ③ 悪臭公害の多くは、低濃度、多成分の混合体からなり各々の成分の閾値は異なり、一般に閾値は低く、一度閾値に達すると強烈な悪臭となるものが多くあります。
- ④ 悪臭は、その質及び濃度と被害の間の評価方法が環境条件、個人的条件（身体、精神、嗜好など）を含めて確立されていません。
- ⑤ 悪臭物質は数十万ともいわれており、それら成分間には相乗作用、相殺作用があることが知られています。特有の悪臭に関して極微量物質、関与するコンポーネント、前駆物質もあり、まだ未解明なことが多くあります。
- ⑥ 機器分析の進歩はめざましいものの、悪臭の機器分析法は確立されたとはいえません。
- ⑦ 悪臭の発生源は多様です。悪臭は大部分の成分を除去しても、人間の感覚ではさほど減少せず、また、除去率ではいえない面があります。

2. 現 状

悪臭苦情件数の経年変化をみると、最近 10 年間では、9～17 件の間を推移しています。



※当該年度に新たに受理した件数（前年度より継続している案件は含まない。）

図 2-4-1 悪臭苦情件数の経年変化

なお、本市の悪臭公害では、1978（昭和 53）年より継続していた豊住工業団地内の A 工場（魚腸骨処理場）を発生源としたものが一番大きな問題となっていました。当該工場については、2019（令和元）年 11 月に操業を停止しています。

A 工場は、1978（昭和 53）年 4 月、本操業を開始しましたが、隣接地に B 工場（獣骨処理、1976（昭和 51）年 7 月本操業開始、1983（昭和 58）年 10 月倒産）も操業していたこともあって頻繁に苦情が寄せられるようになり、1978（昭和 53）年 6 月には、豊住地区の住民から千葉県知事と成田市長宛に請願書が提出されました。

特に、豊住工業団地周辺地域は水田と山林に囲まれ、きれいな空気と緑豊かな自然環境に恵まれた農村地帯であるため、他に悪臭がなく、両工場からの悪臭が大きくクローズアップされました。

1978（昭和 53）年から 1979（昭和 54）年にかけて、一時はかなり広範囲の地域から苦情がありましたが、千葉県と成田市によるたび重なる立ち入り検査、行政指導等により改善されてきました。しかしながら、近くに住宅団地が完成し、1991（平成 3）年 10 月、栄町議会から団地の悪臭問題解決に関する意見書が千葉県知事と成田市長宛に提出されるなど、再び大きな問題となりました。その後、改善が進み、臭気の影響範囲も大幅に縮小していました。

3. 調査・測定

2019（令和元）年度における悪臭公害は、豊住工業団地内にあるA工場によって多く占められています。そのため、主にA工場を対象に調査測定を行っています。

(1) 悪臭影響範囲の調査

1979（昭和54）年から2019（令和元）年度まで、春と秋にA工場から半径2.5km以内の悪臭影響範囲調査を行いました。これは、工場からの悪臭がどの辺まで達しているかを、24時間パトロールによって確認するとともに、地域住民にもモニターを依頼し、工場の操業状態、作業状況及び気象条件などと併せて、悪臭の影響範囲を調査するものです。

結果、徐々に改善されているものの、操業状態、気象条件等によっては、工場の半径800m程度まで「臭気強度2(何のにおいであるか判る弱いにおい)」のにおいが達していました。

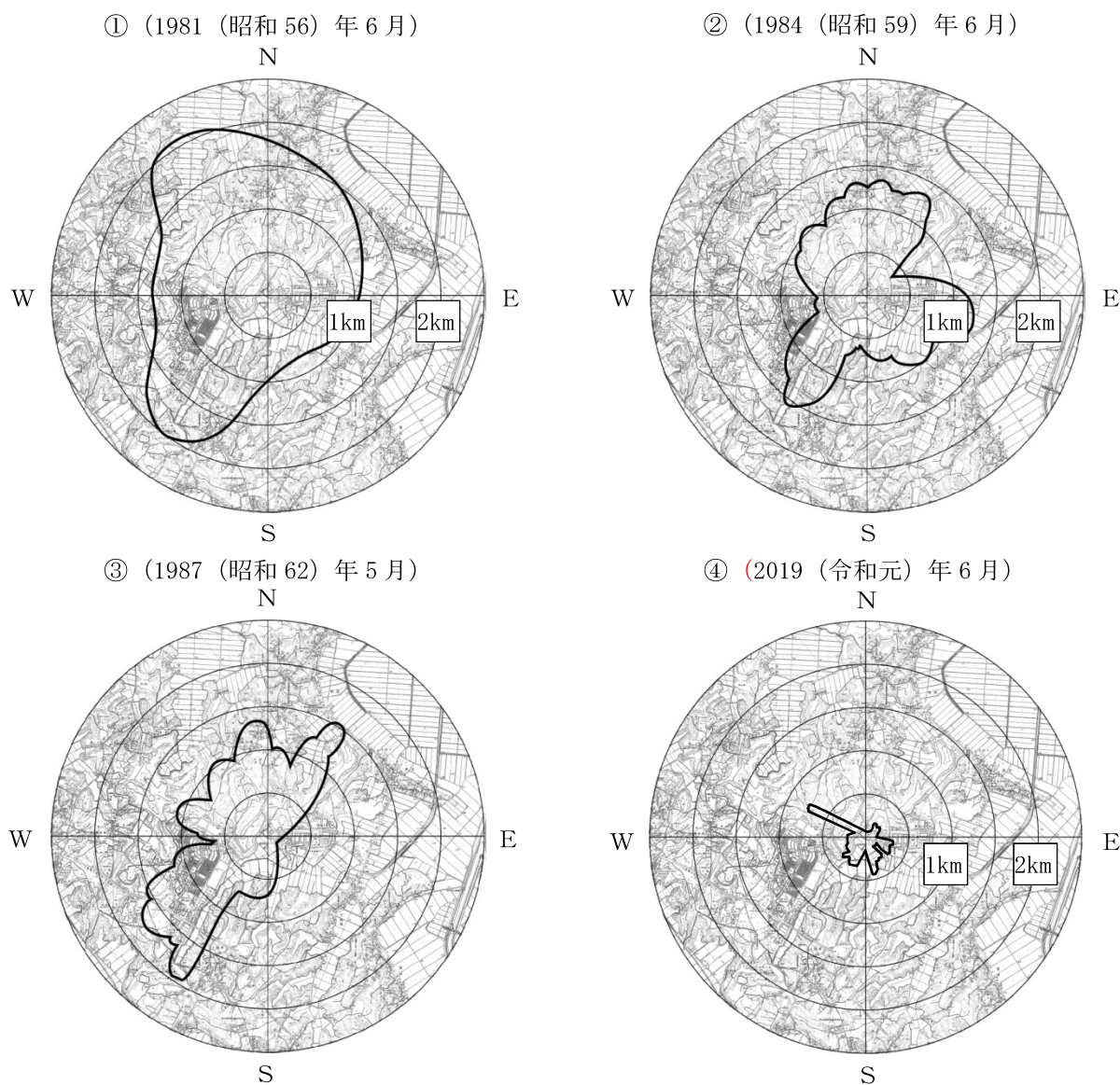


図2-4-2 悪臭影響範囲図

(2) 発生源の調査測定

悪臭発生源の調査測定は、悪臭発生箇所の調査及び測定のため、1978（昭和 53）年から 2019（令和元）年度まで、立入検査と臭気測定を行いました。なお、例年、敷地境界・旧ボイラー排出口・新ボイラー排出口および活性炭吸着塔出口にて調査測定を行っておりますが、2019（令和元）年は、A工場の新ボイラーが稼働しておらず、当該地点からの臭気は発生していないと考えられることから、測定地点 4 か所の中から新ボイラー排出口を除外しております。

2019（令和元）年度の測定結果を見ると、悪臭防止法の特定制悪臭物質濃度については、調査した全ての箇所において規制基準値を満足しています。

また、臭気濃度については、敷地境界・旧ボイラー排出口・新ボイラー排出口および活性炭吸着塔出口において、6 月及び 10 月の両調査で、千葉県の指導目標値を満足しています。

表 2-4-1 敷地境界における特定制悪臭物質調査結果

（単位：ppm）

特定制悪臭物質名	濃度 (2019 (R1) . 6. 11)	適否	濃度 (2019 (R1) . 10. 8)	適否	規制基準値
アンモニア	0. 09	○	0. 10	○	1
メチルメルカプタン	<0. 0005	○	<0. 0005	○	0. 002
硫化水素	<0. 0005	○	<0. 0005	○	0. 02
硫化メチル	<0. 0005	○	<0. 0005	○	0. 01
二硫化メチル	<0. 0005	○	<0. 0005	○	0. 009
トリメチルアミン	<0. 0005	○	<0. 0005	○	0. 005
アセトアルデヒド	0. 0019	○	0. 0050	○	0. 05
プロピオンアルデヒド	<0. 0005	○	<0. 0005	○	0. 05
ノルマルブチルアルデヒド	<0. 0005	○	<0. 0005	○	0. 009
イソブチルアルデヒド	<0. 0005	○	<0. 0005	○	0. 02
ノルマルバレールアルデヒド	<0. 0005	○	<0. 0005	○	0. 009
イソバレールアルデヒド	<0. 0005	○	<0. 0005	○	0. 003
プロピオン酸	<0. 0005	○	<0. 0005	○	0. 03
ノルマル酪酸	<0. 0005	○	<0. 0005	○	0. 001
ノルマル吉草酸	<0. 0005	○	<0. 0005	○	0. 0009
イソ吉草酸	<0. 0005	○	<0. 0005	○	0. 001

※ ○：基準値を満足している。

表 2-4-2 臭気濃度調査結果

調 査 対 象		調査年月日	臭気濃度	適 否	千葉県 指導目標値
敷地境界		2019(R1). 6. 11	10 未満	○	25 程度
		2019(R1). 10. 8	10 未満	○	
発 生 源	旧ボイラー排出口	2019(R1). 6. 11	790	○	2, 000 程度
		2019(R1). 10. 8	1000	○	
	活性炭吸着塔入口	2019(R1). 6. 11	250	○	
		2019(R1). 10. 8	130	○	
	活性炭吸着塔出口	2019(R1). 6. 11	5000	—	—
		2019(R1). 10. 8	4000	—	

※ ○：目標値を満足している。 ×：目標値を超過している。

—：活性炭吸着塔入口については、排出口ではないため、指導目標値は適用されない。

表 2-4-3 排出口における特定悪臭物質調査結果

発生源	調査年月日	水分量(%)	排出ガス量(m ³ (N)/h)	排出口の高さ(m)	特定悪臭物質名	濃度(ppm)	実排出量(m ³ (N)/h)	排出口における規制基準値(m ³ (N)/h)	適否
旧ボイラー排出口	2019(R1)6.11	7.6	湿り 7,210 乾き 6,660	13.55	ア ン モ ニ ア	0.13	8.66×10^{-4}	19.8	○
					硫 化 水 素	<0.002	$<1.13 \times 10^{-5}$	0.397	○
					トリメチルアミン	<0.0005	$<3.33 \times 10^{-6}$	0.0991	○
					プロピオンアルデヒド	<0.0005	$<3.33 \times 10^{-6}$	0.991	○
					ノルマルブチルアルデヒド	<0.0005	$<3.33 \times 10^{-6}$	0.178	○
					イソブチルアルデヒド	<0.0005	$<3.33 \times 10^{-6}$	0.397	○
					ノルマルパレルアルデヒド	<0.0005	$<3.33 \times 10^{-6}$	0.178	○
					イソパレルアルデヒド	<0.0005	$<3.33 \times 10^{-6}$	0.0595	○
	2019(R1)10.8	7.9	湿り 7,510 乾き 6,920	13.67	ア ン モ ニ ア	2.2	1.5224×10^{-2}	20.2	○
					硫 化 水 素	<0.002	$<1.38 \times 10^{-5}$	0.404	○
					トリメチルアミン	<0.0005	$<3.46 \times 10^{-6}$	0.101	○
					プロピオンアルデヒド	<0.0005	$<3.46 \times 10^{-6}$	1.01	○
					ノルマルブチルアルデヒド	<0.0005	$<3.46 \times 10^{-6}$	0.182	○
					イソブチルアルデヒド	<0.0005	$<3.46 \times 10^{-6}$	0.404	○
					ノルマルパレルアルデヒド	<0.0005	$<3.46 \times 10^{-6}$	0.182	○
					イソパレルアルデヒド	<0.0005	$<3.46 \times 10^{-6}$	0.0605	○

※ ○：基準値を満足している。

排出口における規制基準値の算出方法

規制基準値 = $0.108 \times (\text{排出口の高さ})^2 \times (\text{敷地境界に係る規制基準として定められた値})$
 (m³(N)/h) (m)

ア ン モ ニ ア	1 ppm
硫 化 水 素	0.02 ppm
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005 ppm
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05 ppm
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009 ppm
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02 ppm
ノ ル マ ル パ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009 ppm
イ ソ パ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003 ppm

4. 対 策

(1) 法令等による規制

悪臭を規制する法律として悪臭防止法があります。本市では、平成 24 年 3 月 23 日成田市告示第 83 号により、規制基準および規制地域を指定しており、2012（平成 24）年 4 月 1 日から施行しています。規制基準は特定悪臭物質の濃度規制が導入されており、22 の特定悪臭物質について規制基準が定められています。このうち更にアンモニア、硫化水素、トリメチルアミン等の 13 物質については、煙突等から排出される場合、排出口の高さに応じた規制基準が適用されます。

また、規制地域は都市計画法に基づく用途地域が指定されており、規制対象地域以外では成田市公害防止条例により規制し、「悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じずと認められない程度とする。」と定めています。

千葉県では、においを総合的に把握出来る官能試験法の特徴を活かした「三点比較式臭袋法」を採用して 1981（昭和 56）年 6 月に悪臭防止対策の指針を作成し、指導目標値を定めました。

本市でも、これらに基づいて悪臭の調査測定や指導等を行っています。

表 2-4-4 三点比較式臭袋法による指導目標値（臭気濃度）

地 域 の 区 分		排出口	敷地境界
地 域	該 当 地 域		
住居系地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	500 程度	15 程度
工場・商店 住居混在地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 未指定地域（工業団地を除く）	1,000 程度	20 程度
工業系地域	工業地域 工業専用地域 工業団地	2,000 程度	25 程度

※ 臭気濃度とは、臭気のある空気を無臭の空気と臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

(2) 防止対策

豊住工業団地内のA工場を発生源とする苦情が発生し、2019（令和元）年に操業が停止するまで、本市では立入検査や行政指導等を行い、原因調査及び防止対策等を進めてきました。また1978（昭和53）年から1983（昭和58）年にかけて、専門家による企業診断も行い、今後の防止対策、指導等の助言を受けました。

豊住工業団地内では、元来、工業用水を地下水に依存しているため十分な水量確保ができず、悪臭防止が難しい状態にありました。1983（昭和58）年頃には苦情はやや減ったものの、その後、豊住工業団地の南西500mに栄町の住宅団地が完成し、また発生源の建屋やプラントの老朽化もあったため、冬期でも住宅団地の住民から苦情が多く寄せられるようになってきました。

1987（昭和62）年8月には、成田市公害防止条例に基づく改善命令を発動しました。また1997（平成9）年に新たに脱臭設備の強化を図らせるなど、悪臭防止対策に万全を期するべく強く指導等を行っていました。

表2-4-5 特定悪臭物質の規制基準（悪臭防止法）及び主要発生源事業場

悪臭物質名	規制方法			規制基準 値 (ppm)	主要発生源事業場
	敷地境界 線	排出口	排水水		
アンモニア	○	○		1	畜産事業場、魚腸骨処理場等
メチルメルカプタン	○		○	0.002	し尿処理場、魚腸骨処理場等
硫化水素	○	○	○	0.02	畜産事業場、魚腸骨処理場等
硫化メチル	○		○	0.01	し尿処理場、魚腸骨処理場等
二硫化メチル	○		○	0.009	し尿処理場、魚腸骨処理場等
トリメチルアミン	○	○		0.005	畜産事業場、魚腸骨処理場等
アセトアルデヒド	○			0.05	化学工場、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	○	○		0.05	塗装工場、魚腸骨処理場等
ノルマルブチルアルデヒド	○	○		0.009	塗装工場、魚腸骨処理場等
イソブチルアルデヒド	○	○		0.02	塗装工場、魚腸骨処理場等
ノルマルパレルアルデヒド	○	○		0.009	塗装工場、魚腸骨処理場等
イソパレルアルデヒド	○	○		0.003	塗装工場、魚腸骨処理場等
イソブタノール	○	○		0.9	塗装工場、印刷工場等
酢酸エチル	○	○		3	塗装工場、印刷工場等
メチルイソブチルケトン	○	○		1	塗装工場、印刷工場等
トルエン	○	○		10	塗装工場、印刷工場等
スチレン	○			0.4	化学工場等
キシレン	○	○		1	塗装工場、印刷工場等
プロピオン酸	○			0.03	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	○			0.001	畜産事業場、魚腸骨処理場等
ノルマル吉草酸	○			0.0009	畜産事業場、魚腸骨処理場等
イソ吉草酸	○			0.001	畜産事業場、魚腸骨処理場等

※ 規制基準値は敷地境界線における濃度規制基準値